

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のよう
に改める。

改正後	改正前
<p>[略] (別紙様式第三号) [別葉2] [略]</p>	<p>[同左] (別紙様式第三号) [別葉1] [同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	